

「民事訴訟最終通告書」のハガキや封書は詐欺！

事例

本日、訴訟通達センターから「民事訴訟最終通達書」の封筒が届いた。手紙には、「訴状が提出された」「訴訟取り下げ最終期日をもって裁判開始」などと書いてある。心当たりはない。連絡をしていないが情報提供する。(70代女性)

民事訴訟最終通告書

事件番号(民)わ873

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通知し、本通達後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金、有価証券、動産及び不動産の差押えを強制的に執行させていただきます。

また本件は民事訴訟に関する通達であるため、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 平成31年 4月10日

民事紛争相談センター お問い合わせ・相談窓口
03-6371-38**
受付時間(日、祝日は除く)
平日9:00~20:00/土曜日11:00~17:00
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3号

アドバイス

- 4月に入り、市内や近郊において不審なハガキや封書が届いたとの相談が寄せられています。
- 「訴訟通達センター」「民事紛争相談センター」などの名称で送付されますが、実在する機関ではありません。
- これは詐欺です。ハガキや封書が届いても、絶対に問い合わせの電話番号に連絡しないでください。
- 連絡すると相手に電話番号が知られてしまい、裁判を取り下げるためと言って供託金や和解金などの名目でお金を要求されます。
- このようなハガキや封書が届いても慌てないでください。心配な時は、消費生活センター・名寄警察署(☎2-0110)に相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日